

令和8年度

安祥寺山国有林外森林整備事業(造林)

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 契約書(案)
 - 可分事業内訳書
 - 作業仕様書
 - 作業位置図
- 2 契約情報の公表様式
- 3 入札者注意書
- 4 現場説明会集合場所位置図

京都大阪森林管理事務所

森林整備事業請負契約書（案）

収入
印紙

- 1 事業名 安祥寺山国有林外森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 京都府京都市 安祥寺山国有林19い1林小班外
- 3 事業量 下 刈 10.88 ha
- 4 事業期間 令和8年7月1日から
令和8年10月30日まで
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税」という。）額
金 円也）
〔注〕 「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条
第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に
基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。
（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
	部分払 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当無し				

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第38条は、可分事業内訳書の可分作業ごとに適用するものとする。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (4) 下刈切損の損害賠償については、別紙2のとおりとする。
- (5) 記番ごとの事業期間は可分事業内訳書による。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月13日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

氏 名 分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所長 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙1)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に

生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙2)

下刈切損の損害賠償

- 1 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の3に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4年以上
許容切損率	3 %	3 %	2 %	1 %

- 4 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

可分事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林	林小班	数量	単位	林齢	備考		
東山	下刈 (全刈)	令和8年7月1日 ～ 令和8年10月30日	安祥寺山	19い1	0.07	ha	2	広葉樹造林地		
				19い3	0.13	ha	2	〃		
				19ろ	0.03	ha	2	〃		
				19そ	0.71	ha	2	〃		
				20ち3	0.60	ha	3	〃		
				20ち4	0.51	ha	3	〃		
				20り	0.03	ha	3	〃		
				20る	0.12	ha	3	〃		
				20れ	0.01	ha	3	〃		
				20お	0.06	ha	3	〃		
				20え	1.24	ha	5	〃		
				小計	3.51	ha				
		高台寺山	111な	1.62	ha	3	広葉樹造林地			
			小計	1.62	ha					
		醍醐山	33こ	0.68	ha	4	令和7年度補植			
			33こ	0.98	ha	4	〃			
			小計	1.66	ha					
		上賀茂			貴船山	7わ	0.16	ha	3	広葉樹造林地
						7な	0.68	ha	3	〃
7ま	0.08					ha	3	〃		
7ふ1	0.06					ha	4	〃		
7ふ2	1.97					ha	4	〃		
7こ	0.39					ha	5	〃		
小計	3.34					ha				
箕面		令和8年7月1日 ～ 令和8年9月30日	箕面	268や	0.55	ha	2	令和7年度春植え		
				272よ1	0.11	ha	2	〃		
				272よ2外	0.09	ha	2	〃		
				小計	0.75	ha				
合計					10.88	ha				

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

下 刈 仕 様 書
(全 刈)

(刈払上の注意等)

- 1 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了以後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
特に、広葉樹造林地の刈払にあたっては注意すること。
- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

特記仕様書

- 1 下記国有林において、京都大阪森林管理事務所の発注事業が予定又は実行されていることから、事業実行及び※印により付記している道路等の通行・車両の駐車については、監督職員や工事施工者と連携を図ること。

【造林事業】

- ・ 貴船山国有林（7わ林小班外）
被害木整理事業（森林整備事業（造林））

【治山事業】

- ・ 貴船山国有林（6へ林小班外）
山腹工事
- ・ 安祥寺山国有林（20る林小班外）
溪間工事 ※安祥寺林道段野谷線、防火管理道
- ・ 高台寺山国有林（111ろ2林小班外）
山腹工事 ※防火管理道

- 2 実行記録写真の整理方法は、造林事業請負実行管理基準（以下、「管理基準」という。）に定める四ツ切以上のアルバム以外に、A4サイズの工事用アルバムも可能とする。

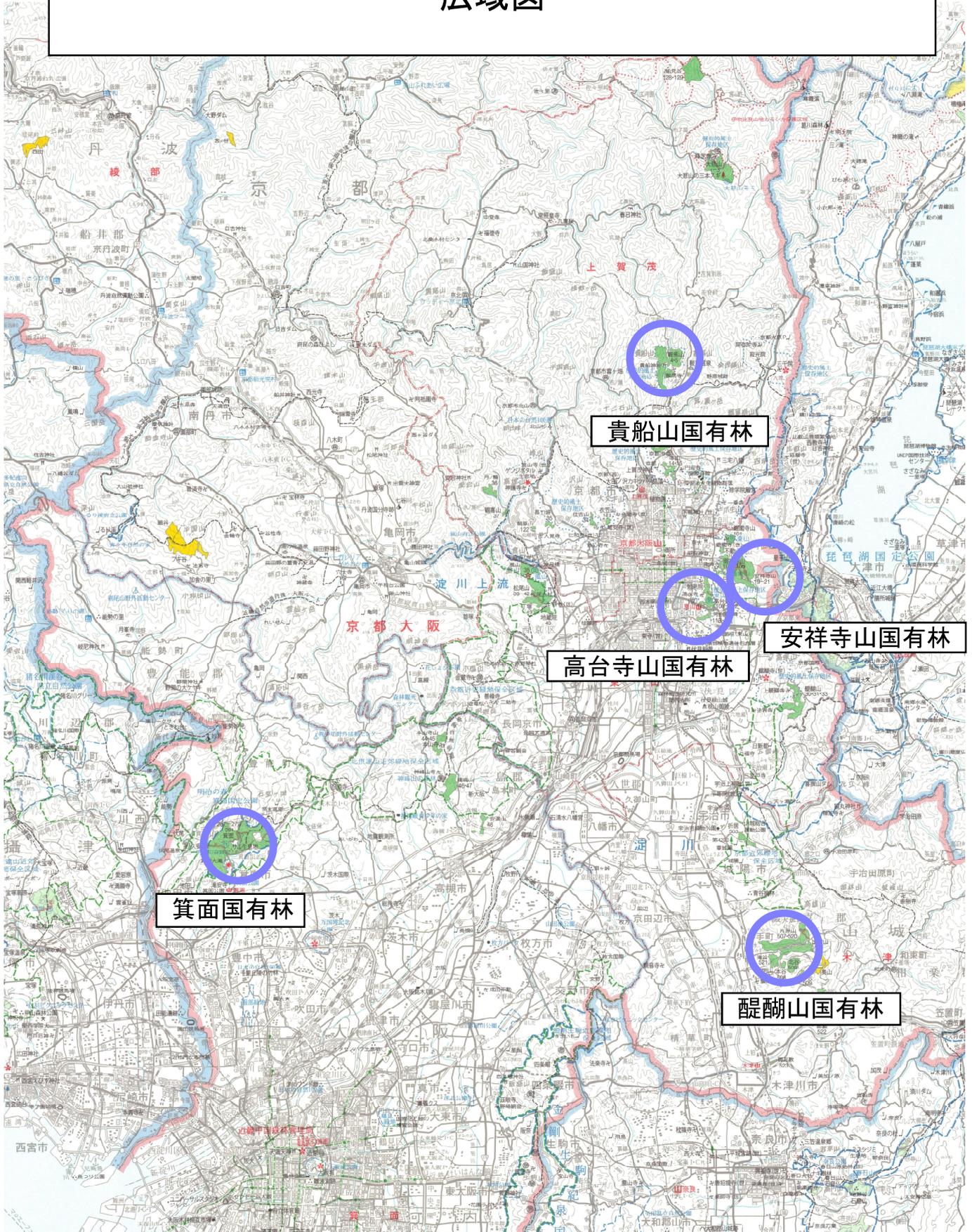
なお、四ツ切以上のアルバムの場合は台紙下欄に、A4サイズの工事用アルバムの場合は写真横の記載欄に管理基準に定める記述を行うこととし、この編纂にあたっては第三者にも事業実行経過が理解できるよう努めること。

- 3 アフリカ豚熱（ASF）対策

- (1) 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。

(2) 野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

安祥寺山国有林外森林整備事業（造林） 広域図



箕面国有林

高台寺山国有林

貴船山国有林

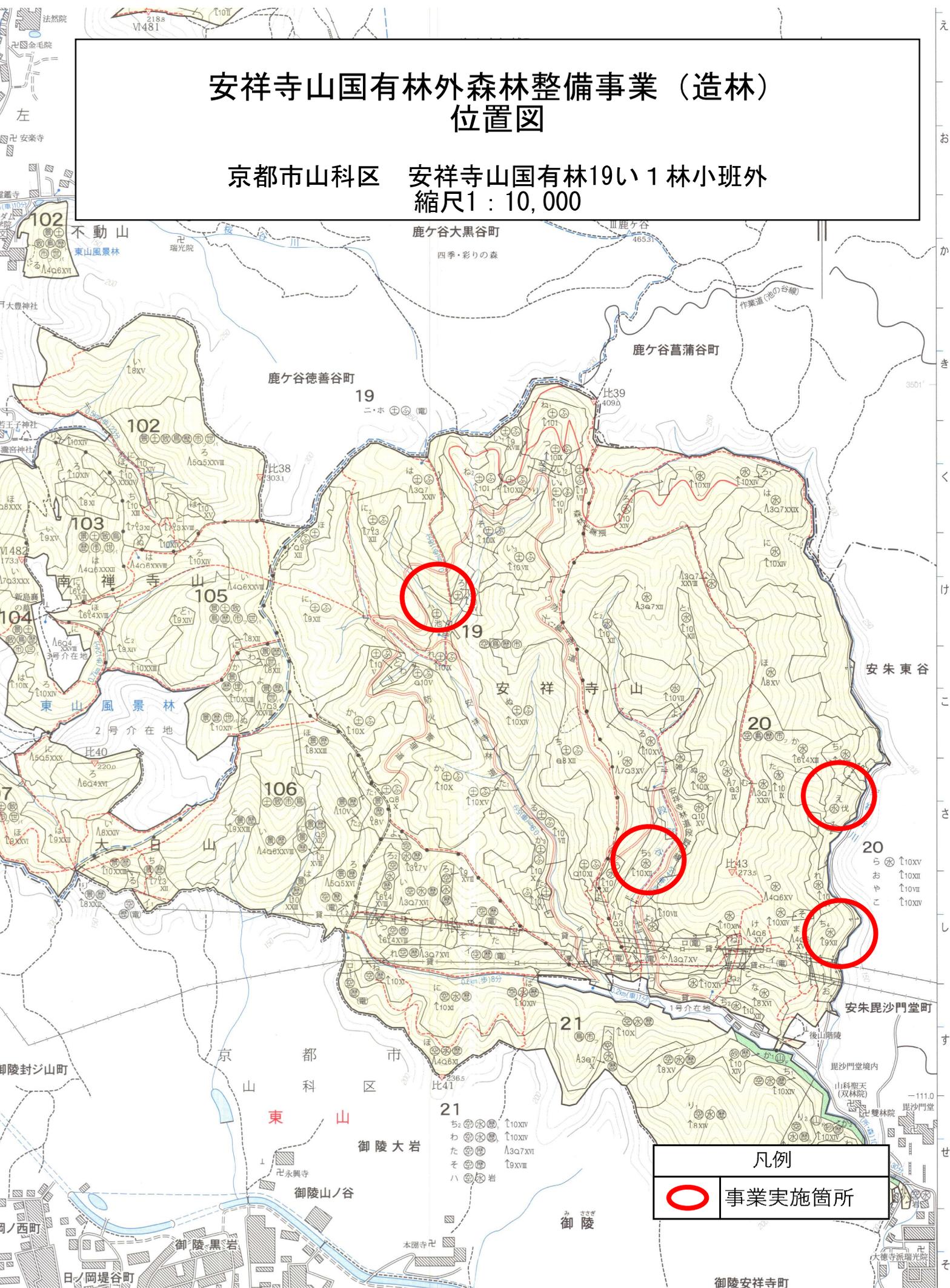
安祥寺山国有林

醍醐山国有林

凡例	
	事業実施箇所

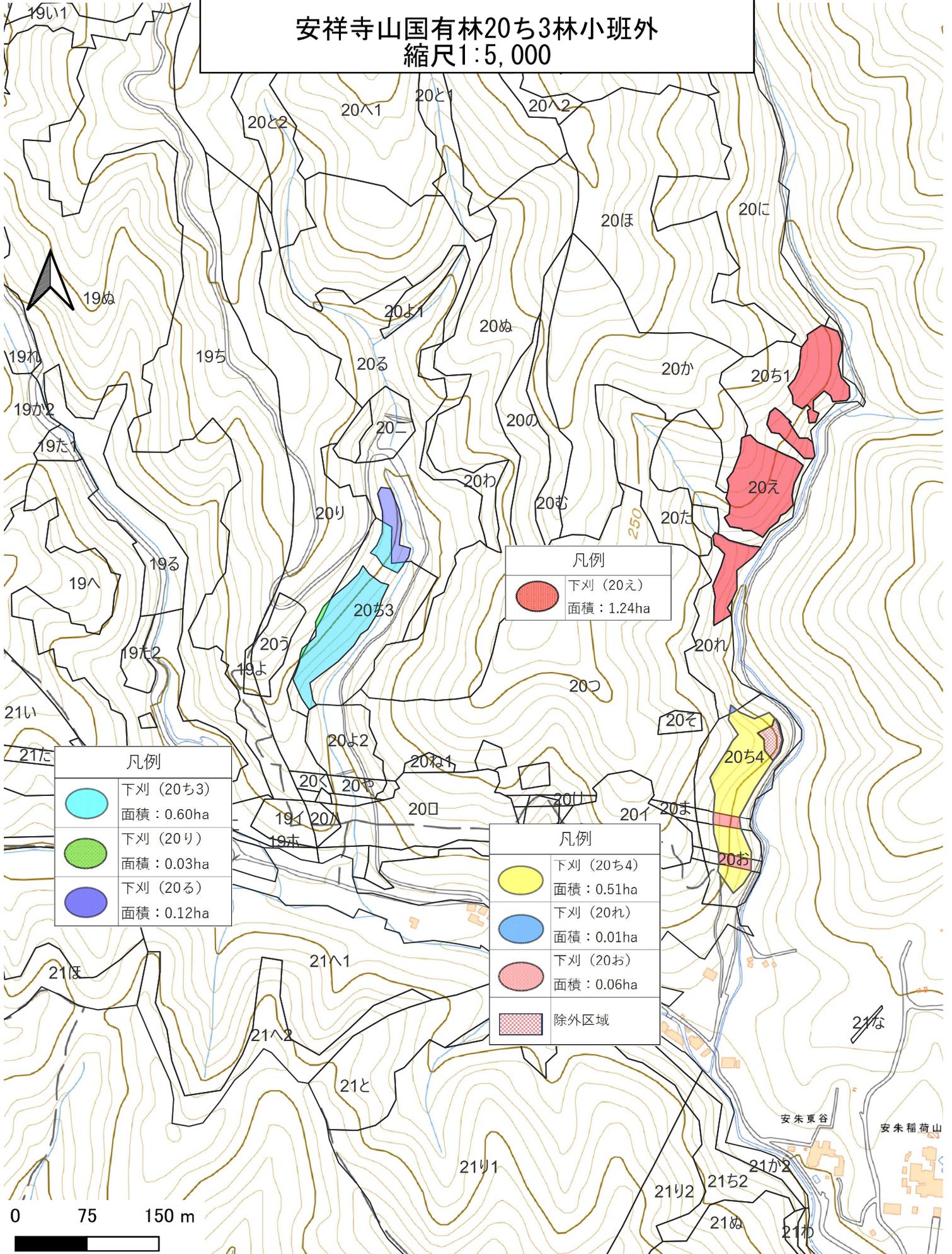
安祥寺山国有林外森林整備事業（造林） 位置図

京都市山科区 安祥寺山国有林19い1林小班外
縮尺1 : 10,000



安祥寺山国有林外森林整備事業（造林） 位置図

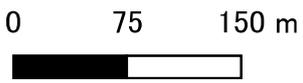
安祥寺山国有林20ち3林小班外
縮尺1:5,000



凡例	
	下刈 (20え) 面積：1.24ha

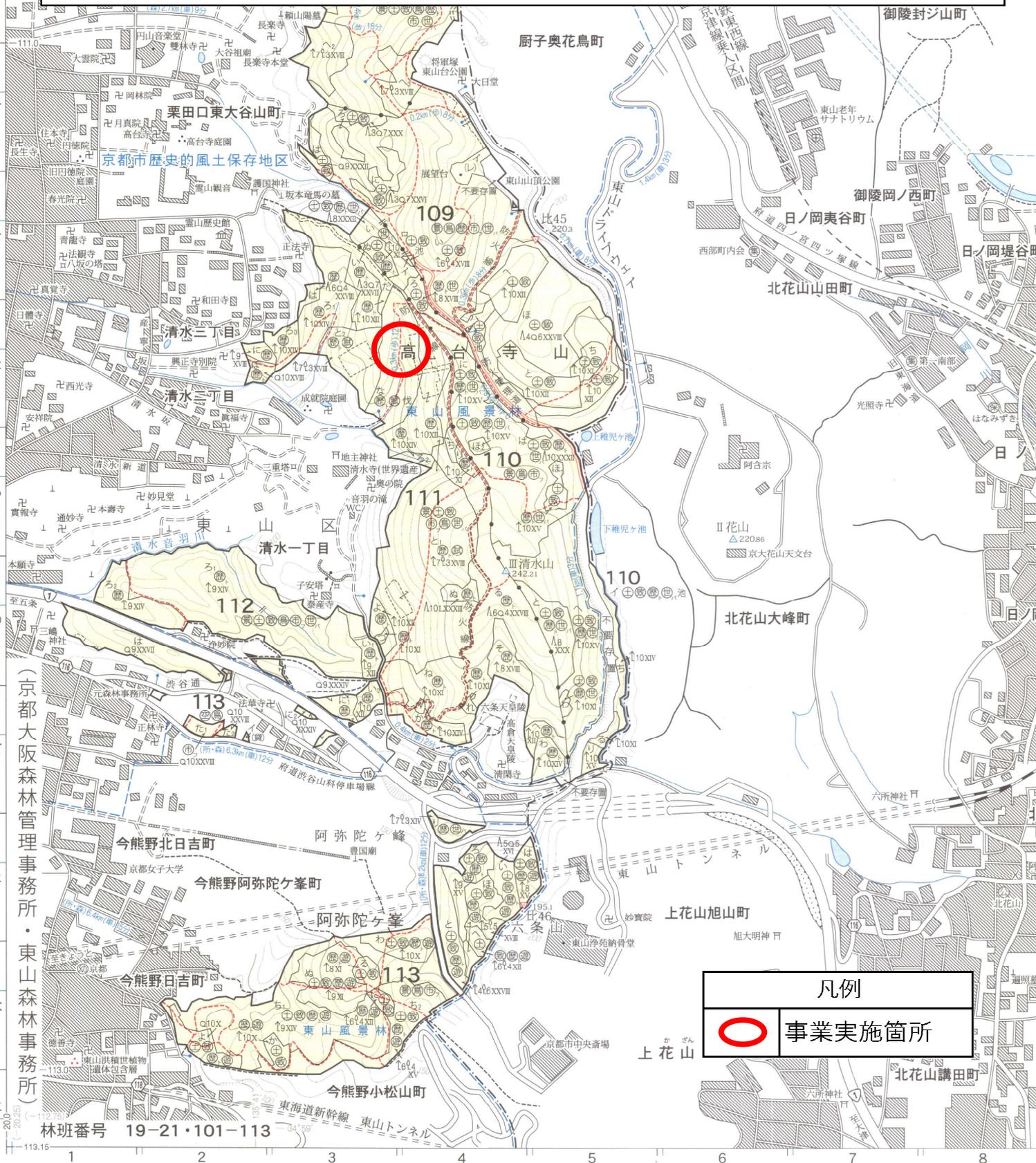
凡例	
	下刈 (20ち3) 面積：0.60ha
	下刈 (20り) 面積：0.03ha
	下刈 (20る) 面積：0.12ha

凡例	
	下刈 (20ち4) 面積：0.51ha
	下刈 (20れ) 面積：0.01ha
	下刈 (20お) 面積：0.06ha
	除外区域



安祥寺山国有林外森林整備事業（造林） 位置図

京都市東山区 高台寺山111な林小班
縮尺1 : 10,000



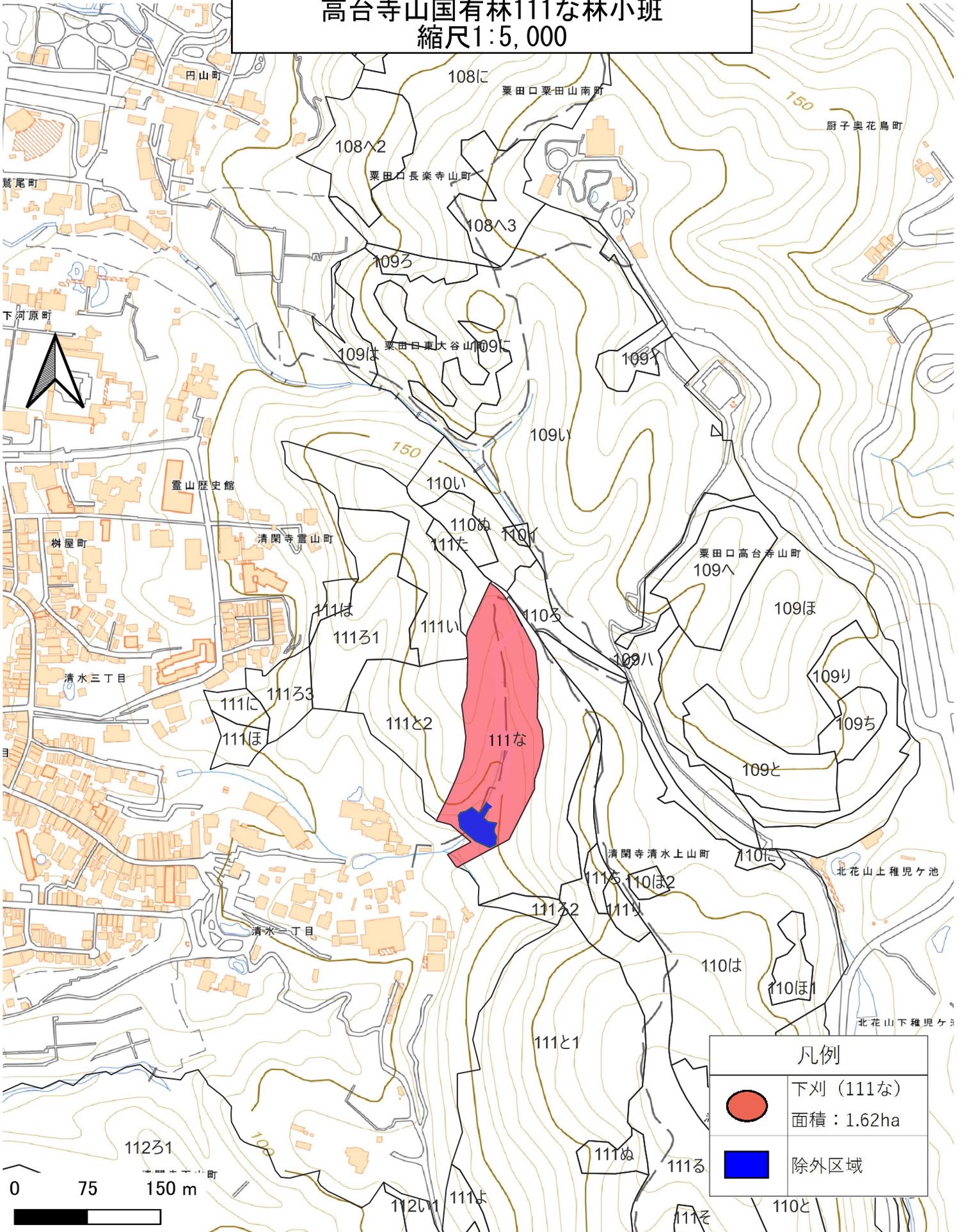
(京都大阪森林管理事務所・東山森林事務所)

林班番号 19-21・101-113

凡例	
	事業実施箇所

安祥寺山国有林外森林整備事業（造林） 位置図

高台寺山国有林111な林小班 縮尺1:5,000



凡例	
	下刈 (111な) 面積：1.62ha
	除外区域

